

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表済事故において、製品起因による事故ではないと判断した案件について

令和 3 年 9 月 10 日
経済産業省産業保安グループ
製品安全課製品事故対策室

消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号。以下「消安法」)第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故に係る公表において、ガス機器・石油機器に関する事故及び製品起因か否かが特定できていない事故として公表した案件、並びに、製品起因による事故ではないと考えられ、今後、第三者判定委員会において審議を予定しているものとして公表した案件のうち別紙については、消費経済審議会製品安全部会『令和3年度第1回製品事故判定第三者委員会』における審議の結果、製品起因による事故ではないと判断したのでお知らせします。また、併せて、被害が重大ではなかったことが判明した案件についてもお知らせします。

なお、このお知らせをもちまして、当省 HP 内の『製品安全ガイド』に公表している製品事故データベースより事故情報を削除します。

※詳細は別紙のとおりです。

【参考】消安法

(内閣総理大臣への報告等)

第35条

消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、当該消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容並びに当該消費生活用製品を製造し、又は輸入した数量及び販売した数量を内閣総理大臣に報告しなければならない。

資料5-1(8件)

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件

(1)ガス機器、石油機器に関する事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
1	A202000243 令和2年6月24日(東京都) 令和2年7月9日	カセットこんろ	KC-316	株式会社ニチネン	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○使用者が調理のため当該製品のごとく上に樹脂製の皿を載せ、その上にフライパンを載せて点火したところ樹脂製の皿が燃え出し、カセットボンベが破裂した。 ○ボンベ装着レバーは装着状態の位置であったが、カセットボンベはキャップ部分が外れ、底部が外側にめくれるように変形した状態で当該製品から外れていた。 ○器具栓の圧力感知安全装置が作動していた。 ●当該製品は、使用者が当該製品のごとく上に樹脂製の皿を載せた状態で使用したため、当該製品の炎で着火して燃え続けたことにより、圧力感知安全装置が作動した後もカセットボンベが加熱されて破裂したものと推定される。	
2	A202000260 令和2年6月13日(北海道) 令和2年7月16日	ガスこんろ(LPガス用)	IC-800P-L	パロマ工業株式会社(現 株式会社パロマ)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品が設置された部屋は使用者不在で施錠されていた。 ○出火箇所は台所の当該製品部分で、当該製品周囲が焼損し、当該製品背面左側のガス接続口(ホースエンド)とガス栓付近から焼けが広がっていた。 ○使用者は当該製品が設置された部屋で猫を4匹飼っており、事故発生前日に猫に餌を与えるため部屋に入ったが、当該製品は使用しなかった。 ○当該製品は、左こんろの操作ボタンが点火状態であり、左こんろのバーナーヘッド周囲に炭化物の付着が認められた。 ○製品内部は、操作部の樹脂が熱損している程度で、著しい焼けは認められなかった。 ○左こんろの操作ボタンのロックつまみは解除状態であった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
3	A202000290 令和2年7月6日(福岡県) 令和2年7月28日	ガスこんろ(都市ガス用)	GC-66R(テガ三洋工業株式会社)(現 三洋テクノソリューションズ鳥取株式会社)(三洋電機株式会社ブランド)	テガ三洋工業株式会社(現 三洋テクノソリューションズ鳥取株式会社)(三洋電機株式会社ブランド)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は、当該製品のグリルで食パンを焼いている状態で外出し、その約10分後に火災となった。 ○外観は、正面側はほとんど焼損していなかったが、背面側は著しく焼損しており、ガス接続口は溶融及び焼損して脱落していた。 ○グリル庫の裏面に紙が焼損した炭化物が付着しており、機器の下に可燃物を敷いて使用していた痕跡が認められた。 ○グリルの器具栓は最大火力の点火位置で固着しており、出火時に使用中であった痕跡が認められた。 ○内部のガス導管に穴空き等は認められなかった。 ●当該製品にガス漏れ等の異常は認められず、当該製品の下に紙が敷かれて使用されていた痕跡が認められたこと及びグリル器具栓が使用状態で焼損していたことから、使用者がグリルを消し忘れて外出したため、事故に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「火をつけたまま使用場所を離れない。近くに燃えやすいものを置かない。」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
4	A202000324 令和2年7月21日(沖縄県) 令和2年8月4日	屋外式(RF式) ガス瞬間湯沸器 (LPガス用)	GQ-2037WSO	株式会社ノーリツ	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○事故発生時、使用者が給湯栓を開いたが湯が出ず、水量も少なかったため、屋外へ出ると当該製品周辺から火が出ていた。 ○事故発生当日は、給水配管の取り替え工事が実施されていた。 ○外観は、ケース正面、上面及び両側面に異常は認められなかったが、背面は、右下から左上に、斜めにすすの付着が認められた。 ○内部の機器を取り去ったケース内側は、全体的に黒く変色していた。 ○ファンモーター、燃焼筒及び熱交換器に、出火の痕跡は認められなかった。 ○バーナー及び熱交換器のフィンに、異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○その他の部品に、焼損は認められなかった。 ○当該製品が取り付けられていた外壁を外した内壁は、全体的に焼損していた。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
5	A202000336 令和2年7月29日(北海道) 令和2年8月6日	ガスこんろ(LPガス用)	PA-701	パロマ工業株式会社(現 株式会社パロマ)	(火災、死亡1名) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。	○使用者は、安否確認の際に台所で倒れており、検視の結果、焼死と判断された。 ○点火操作部は、正常に点火及び消火することができ、立ち消え安全装置が正常に作動することを確認した。 ○右こんろの操作レバーは燃焼位置であったことが認められ、右ごとく周囲に焼損物が認められた。 ○ガス通路部の気密試験を行ったが、異常は認められなかった。 ○使用されていたガスボンベにガスは残っていなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
6	A202000641 令和2年11月8日(愛知県) 令和2年12月4日	半密閉式(CF式)ガスふろがま (LPガス用)	ML-SB101K	モリタ工業株式会社	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○数日前から浴室内の点火ハンドルの動きが悪く、点火に時間が掛かっていた。 ○当該製品は、バーナー差し込み口周辺が焼損しており、差し込み口前面のガスバーナーの混合管部に、ホースのような焼損物が認められた。 ○熱交換器は空だき状態でなく、空だき防止装置は正常に作動した。 ○ガスバーナーは樹脂製の操作つまみ及び外郭パネルが焼損しており、ワイヤーリモコン機構部も焼損による影響で熱変形していた。 ○ガスバーナーのガス通路にガス漏れは認められなかった。 ○ガスバーナーのガスつまみ軸の作動は円滑で、パイロットバーナーは正常に着火し、メインバーナーへの火移りも正常で、異常燃焼は認められなかった。 ○事故発生7か月前の点検で、異常は認められなかった。 ●当該製品に異常は認められないことから、当該製品近傍に使用者が可燃物を置いていたため、可燃物が着火し、火災に至ったものと推定される。	A202000705「ガスふろがま用バーナー(LPガス用)」と同一案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
7	A202000705 令和2年11月8日(愛知県) 令和2年12月23日	ガスふろがま用 バーナー(LPガス用)	TA-ML- SB101K-F	株式会社世田谷 製作所	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○数日前から浴室内の点火ハンドルの動きが悪く、点火に時間が掛かっていた。 ○当該製品は、ガス機構部とバーナーの混合管部が焼損しており、混合管上部にホースのような焼損物が認められた。 ○ワイヤーリモコン機構部は、焼損による影響で熱変形していた。 ○ガス通路にガス漏れは認められなかった。 ○ガスつまみ軸は円滑に作動し、パイロットバーナーへの着火及びメインバーナーへの火移りは正常で、異常燃焼は認められなかった。 ○事故発生7か月前の点検で、異常は認められなかった。 ●当該製品に出火に至る異常は認められないことから、当該製品近傍に使用者が可燃物を置いていたため、可燃物が着火し、火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「機器の周囲には燃えやすいものを置かない。」旨、記載されている。	A202000641「半密閉式(CF式)ガスふろがま(LPガス用)」と同一案件
8	A201901267 令和2年3月23日(和歌山県) 令和2年3月30日	ガスカートリッジ	IP-250F	イワタニ・プリムス株式会社	(火災) 当該製品をガスカートリッジ直結型ガスこんろに装着して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が自宅倉庫内に10年以上保管していた当該製品とガスカートリッジ直結型ガスこんろを接続し、試しに使用したところ、当該製品を覆うような異常燃焼となった。 ○使用者は、ガスこんろのバルブを閉めてタオルで火をはたき消し、ガスこんろにタオルをかけて放置したが、しばらくして当該製品が破裂し、使用者の衣服が燃えて火傷を負った。 ○当該製品は、ガスこんろとは別の場所で発見され、底板は外れ、上部も大きく変形していた。 ○当該製品の5山あるねじ部の3山と4山の間の谷部に亀裂が生じて内部の樹脂が見えていたことから、こんろ側の接続部の先端がこの位置にあったものと考えられる。 ○ガスこんろのねじ部に、当該製品のねじ部の一部が線状に残っていた。 ○ガスこんろのガスカートリッジ接続部は、Oリングに異常は認められなかった。 ○類似品を事故発生時に使用されたガスこんろに接続したところ、ガス漏れは認められなかった。 ●当該製品は、ガスカートリッジ直結型ガスこんろとの接続が不十分であったため接続部からガスが漏れ、漏れたガスに火口の炎が引火したものと推定される。 なお、当該製品本体の注意表示には、「当該製品はガスこんろの取扱説明書に従って正しく使用する。」旨、記載されており、ガスこんろの取扱説明書には、「ガスカートリッジ先端のバルブがバルブ受けに入るよう正しくセットしてねじ込む。」旨、記載されている。	A201901268「ガスカートリッジ直結型ガスこんろ」と同一案件

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件

(3)ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因であるか否かが特定できない事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A201800558 平成30年9月15日(東京都) 平成30年12月20日	発電機(携帯型)	(CO中毒、軽症11名) 工事現場で当該製品を使用中、一酸化炭素中毒により11名が軽症を負った	○換気窓がなく換気装置が運転されていない地下の作業空間で2台の発電機が使用されていた。 ○事故現場で使用されていた2台の発電機に破損や故障はなく、事故後もレンタル機として使用されていた。 ○本体の警告表示、注意表示はいずれも判読可能であった。 ●換気が不十分な地下の作業空間で2台の発電機を使用していたため、排気ガスによって一酸化炭素中毒を起こしたものと推定される。 なお、本体には、「換気の悪い場所では、運転しない。」旨、取扱説明書には、「エンジンの排気ガス中には、人体に有害な成分が含まれているので、室内、トンネル等の換気の悪い場所では運転しない。」旨、記載されている。	
2	A201800585 平成30年10月30日(東京都) 平成30年12月28日	電気トースター	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品を使用後、電源プラグをコンセントに接続した状態でラックに置いていたところ、発煙、発火した。 ○当該製品は、ほこり侵入防止用の樹脂製蓋が付属している製品であるが、上部の樹脂製外郭が熱で変形し、蓋の一部が溶融してパン挿入口に流入した痕跡が認められた。 ○側面に変形及び変色は認められなかったが、レバーが中間部で止まっていた。 ○本体内部のヒーター、制御基板、内部配線等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の動作確認を行ったところ、レバーの押し下げに必要な力に同等品との差は認められず、スイッチを入れて一定時間後に正常にレバーが戻りスイッチが切れることが認められた。 ○取扱説明書には、「使用後は必ず電源を切り電源プラグを抜く。」旨、記載されていた。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の動作に異常は認められないことから、当該製品は電源に接続された状態で、外力によってレバーが下がってスイッチが入ったため、載せていた蓋が加熱されて溶融し、焼損に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
3	A201800747 平成31年1月31日(高知県) 平成31年2月26日	配線器具(ダクトレール用)	(火災) 店舗で当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、ダクトレール接続部の電線接続端子付近が著しく焼損しており、周辺の樹脂製カバーは焼失していた。 ○電線接続端子の焼損は著しく、端子金具は屋内配線接続側の電線差し込み口付近で溶融して一部が焼失していた。 ○接続していた屋内配線は、芯線が酸化してやせ細り、先端部に溶融痕が認められ、錠ばねは舌片(屋内配線の抜け止め部)が溶融していた。 ○内部配線、内部配線間の接続端子及びダクトレールとの接触端子に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、電線接続端子部で屋内配線の挿入が不十分であったため、接触不良が生じて異常発熱し、焼損に至ったものと推定される。 なお、施工説明書には、「結線は適合電線の被ふくをゲージに合わせてむき、確実に奥まで差し込む。焼損、火災の原因となる。」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
4	A201800775 平成31年2月23日(群馬県) 平成31年3月7日	照明器具	(火災) 寺院で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は環形蛍光灯用照明器具(インバーター式)であるが、蛍光灯ではなく、他社製LEDランプ(32W型及び40W型)が取り付けられていた。 ○本体の樹脂製カバーは焼失していた。 ○点灯回路ブロックの電子部品や基板のパターンに溶融等出火の痕跡は認められなかった。 ○電源回路ブロック、内部配線及びランプソケットに溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品に取り付けられていた他社製32W型LEDランプは、基板部周辺の焼損が著しく、基板上の1つのランプピンの接続穴周辺が焼失し、ランプピンの先端は溶融していた。 ●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、取り付けられていた他社製LEDランプの基板部から出火し、当該製品に延焼したものと推定され、製品に起因しない事故と推定される。	A201900199と同一案件
5	A201900083 平成31年3月31日(新潟県) 令和1年5月7日	電気冷蔵庫	(火災) 寮で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は寮のミニキッチンに設置されており、電源プラグは差した状態で長期間、温度調節器ツマミをオフ状態にしてあったが、事故発生日に入寮した使用者がツマミを回し、しばらくして戻ったところ当該製品付近から出火していた。 ○当該製品は小型ワンドアの冷蔵庫であり、庫内上部に温度調節器と冷却器があり、温度調節器で出力の調整を行う直冷式の製品であった。 ○外郭は、天板以外の焼損は認められず、内部は天板側の焼損が著しく、内壁及び断熱材が焼失していたが、下側の約3分の2は原形を保っていた。 ○温度調節器、機械室の始動リレー、コンプレッサー等に溶融等の出火の痕跡は認められなかった。 ○内部配線及び電源コードに溶融痕等出火の痕跡は認められなかった。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
6	A201900116 令和1年5月2日(東京都) 令和1年5月21日	オーブントースター	(火災) 当該製品を使用中、当該製品の電源コード部を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	○当該製品でパンを焼いていたところ、電源プラグから異音が生じて火花が出た。 ○当該製品本体に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品内部の電源線、ヒーター及びその他の接続部に異常は認められず、電源コードを付け替えて動作確認をしたところ、正常に動作した。 ○電源プラグに変形等の異常は認められなかった。 ○電源コードの電源プラグ側ブッシング部付近の芯線は、両極が断線しており、熔融痕が認められた。 ○電源コードの被覆に硬化、ひび割れ等は認められなかった。 ○当該製品は事故発生の4年前からキッチンラックの中に設置されていたが、設置以前も含め、電源コードの取り回し等詳細な使用状況は不明である。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、外的要因により電源コードが半断線して異常発熱し、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
7	A201900336 令和1年7月22日(東京都) 令和1年8月5日	ヘアドライヤー	(火災) 当該製品を使用中、当該製品の電源コード部を焼損する火災が発生した。	○当該製品の電源コードはコードプロテクター内で焼損しており、断線及び熔融痕が認められた。 ○当該製品の外観に焼損は認められなかった。 ○モーター、ヒーター、イオン発生器、メインスライドスイッチ及びコンデンサーに出火の痕跡は認められなかった。 ○使用者は当該製品を毎日使用し、収納する際は、電源コードを本体に巻き付けていたとの申出内容であった。 ●当該製品の電源コード本体側プロテクター部分に屈曲、引っ張り等のストレスが繰り返し加わったため、電源コード芯線が半断線状態となり、異常発熱して出火に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、安全上の注意事項として、「電源コードを本体に巻き付けない。」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
8	A201900396 平成31年3月25日(山梨県) 令和1年8月19日	自転車	(重傷1名) 当該製品で上り坂を 走行中、前輪がロッ クし、転倒、右手首 を負傷した。	○使用者がなだらかな上り坂を走行していたところ、前輪にロックが掛かり、後輪が持ち上がり、当該製品から投げ出されるように転倒した。 ○当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される機構を搭載しており、2019年6月24日からリコールされているリコール対象型式であったが、ハンドルロックのケースは破損していなかった。 ○前泥よけの後方に屈曲した痕が、前泥よけ後方フラップの内側に破れが認められた。 ○前泥よけを前ホークに固定するL字金具が車輪回転方向に変形していた。 ○前泥よけステーが左右共に車輪回転方向に変形しており、左側ステーの外側に白い異物が付着し、内側に擦れ痕が認められた。 ○前輪のスPOーク左側3本に変形があり、2本に異物が付着していた。 ○前ホークが車体後方に変形し、左前ホーク足の内側に傷が認められた。 ○当該製品はBAAIに適合していた。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の前ホーク及び前輪のスPOークの変形や傷の状態から、前輪に異物が巻き込まれて前輪がロックしたため、後輪が持ち上がり、使用者が投げ出されるように転倒したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
9	A201900434 令和1年8月9日(神奈川県) 令和1年9月2日	エアコン	(火災) 当該製品を使用中、 当該製品及び周辺 を焼損する火災が 発生した。	○当該製品の焼損は著しく、樹脂製外郭が焼失し、原形をとどめていなかった。 ○ファンモーターのコネクターは、電源端子が焼失し、隣接する空き端子の先端が溶融していたが、他の端子は残存していた。 ○ファンモーターコネクター部の炭化物から、エアコン洗浄剤に含まれるカリウム、マグネシウム等を検出した。 ○当該製品は5～6年前に使用者がエアコン洗浄スプレーを用いてエアコン洗浄を行っていた。 ○制御基板は焼失して確認できなかった。 ○残存する電源プラグ、電源コード、端子盤等に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品のファンモーターコネクター部にエアコン洗浄剤が浸入したため、コネクター間でトラッキング現象が生じて発熱し、出火に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「エアコン内部の洗浄は、販売店又はお客様相談窓口にご相談する。使用者自身で内部洗浄を実施すると、故障、水漏れの恐れがある。」旨、記載されている。また、日本冷凍空調工業会では、ホームページ上において、「もし誤った洗浄剤の選定・使用方法で内部洗浄を行うと、エアコン内部に残った洗浄剤で、樹脂部品の破損・電気部品の絶縁不良などが発生し、最悪の場合は、発煙・発火につながる恐れがある。」旨、注意喚起を行っている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
10	A201900461 令和1年8月21日(神奈川県) 令和1年9月6日	ヘアドライヤー	(火災) 当該製品を使用中、 当該製品の電源 コード部及び周辺を 焼損する火災が発 生した。	○当該製品を使用中、持っていた手が熱くなったため手を離れたところ、当該製品が床に落下し、電源コードが断線して火花が出た。 ○当該製品の本体外観に焼損は認められなかった。 ○本体側電源コードブッシングは途中で破断しており、本体取付側の破断面周辺に溶融及びすすの付着が認められた。 ○ブッシングの破断部と同じ位置で電源コードが断線しており、芯線の先端部に溶融痕が認められた。 ○ヒーター、モーター等その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は引き出しに収納されていたが、電源コードの取り回し等の詳細は確認できなかった。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の本体側電源コードブッシングが破断したことにより、電源コードに屈曲、引張り等の機械的ストレスが繰り返し加わり、電源コードの芯線が半断線状態となり、異常発熱して出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
11	A201900478 平成30年6月24日(宮城県) 令和1年9月12日	ヘアドライヤー	(火災、軽傷1名) 当該製品を使用中、 当該製品の電源 コード部及び周辺を 焼損する火災が発 生し、1名が軽傷を 負った。	○当該製品を用いて飼い犬を乾燥させていたところ、電源コードから出火し、使用者の着衣の一部を焼損して火傷を負った。 ○電源コードのコードプロテクター付近の芯線はねじれており、芯線の一部が断線し、溶融痕が確認された。 ○当該製品本体に焼損等の異常は確認されなかった。 ●当該製品の電源コード本体側プロテクター部分に、屈曲やねじり等過度な機械的ストレスが繰り返し加わったため、電源コード芯線が半断線状態となり、異常発熱して出火に至ったものと推定される。 なお、当該製品の取扱説明書には、「電源コードは必ずゆとりを持たせて使用する。電源コードが引っ張られたり、屈曲が繰り返されるとショートする。」旨、警告表記されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
12	A201900564 令和1年8月8日(青森県) 令和1年10月7日	運動器具(EMS 機器)	(重傷1名) 当該製品を使用中、 転倒し、右肩を負傷 した。	○使用者が当該製品を着用して、家事をしながら使用していると、急に電流が走ったような刺激があり、前の壁に激突して転倒した。 ○当該製品の出力電圧及び出力電流を測定した結果、日本ホームヘルス機器協会がJIS規格を基にした家庭用EMS機器の安全性に関する自主基準を満たしていた。 ○当該製品は、最大電圧及び最大電流ともに当該製品の規格値以下であり、異常は認められなかった。 ○電極パッド貼付け面は、臀部の電極パッドに左右両側ともにヨレが認められた。 ○取扱説明書には、「本品の使用中は歩いたり、走ったりしない。」、「電極パッドは皮膚に密着させる。貼り付けた場所に隙間があると、電極パッド全面に電気が均一に流れないため、刺激を強く感じることもある。」旨、記載されている。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の出力電圧や出力電流に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
13	A201900737 令和1年10月11日(宮城県) 令和1年10月31日	ヘアドライヤー	(火災、軽傷1名) 宿泊施設で当該製 品を使用中、当該製 品の電源コード部を 焼損する火災が発 生し、1名が火傷を 負った。	○当該製品はホテルの備付けドライヤーとして使用されており、業務用に使用しない旨の警告表示を取り外して使用されていた。 ○事故発生時、使用者は手に火傷を負った。 ○当該製品本体に焼損等の異常は認められなかった。 ○電源コードは電源プラグ根元部で芯線が断線及び半断線しており、断線箇所には溶融痕が認められた。 ○当該製品は製造後14年経過していた。 ●当該製品本体に出火の痕跡は認められず、電源コードの断線部に溶融痕が認められたが、通常の使用において外力が加わる位置ではないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
14	A201900839 令和1年10月22日(青森県) 令和1年11月26日	空気清浄機(加湿機能付)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の運転を開始して外出し、約2時間半後に火災が発生した。 ○当該製品は、上面の吹出口及び前パネル周辺の焼損が著しかった。 ○電源基板、ファンモーター、電源コード等の電気部品に出火の痕跡は認められず、当該製品に通電したところ、正常に動作した。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められず、正常に動作したことから、製品に起因しない事故と推定される。	
15	A201900856 令和1年11月20日(岩手県) 令和1年11月28日	電気毛布	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品を使用中、毛布に接続された電源コードのコネクターのコードプロテクター付近から出火した。 ○コードプロテクター付近の芯線片側に断線及び溶融痕が認められ、もう一方の芯線は半断線し、屈曲の痕跡が認められた。 ○電気毛布本体、コントローラー、電源プラグに出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は20年以上前に購入し、冬期間は毎日使用していた。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の毛布本体に接続された電源コードのコードプロテクター付近に繰り返し外力が加わったことにより、芯線が断線したため、接触不良によるスパークが生じて出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
16	A201900929 令和1年11月30日(栃木県) 令和1年12月12日	リチウム電池内蔵充電器	(火災) 車両内で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が自動車で行走中、ダッシュボード付近から発煙し、中に入れていた当該製品が変形し、ボックスティッシュが燃えていたとの申出内容であった。 ○樹脂製外郭の外面は変色、溶融していたが、内面に溶融等異常は認められなかった。 ○内蔵のリチウム電池セルは焼損しておらず、外装フィルムに変色等は認められなかった。 ○電池セルのプラス端子封口部に変形は認められなかった。 ○基板は焼損や熱影響の痕跡はなく、欠損等も認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
17	A201901009 令和1年12月20日(佐賀県) 令和2年1月14日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品は使用されていなかった。 ○当該製品は前面及び天面の焼損が著しく、樹脂製前面グリル及び樹脂製ファンが焼失していたが、ファンモーターに出火の痕跡は認められなかった。 ○制御基板、圧縮機、リアクター等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
18	A201901015 令和1年12月28日(東京都) 令和2年1月15日	電気掃除機(充電式、スティック型)	(火災) 当該製品を充電中、当該製品のACアダプター及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、充電器のACアダプター側が焼損しているのみで、本体は正常に動作した。 ○充電器のACアダプターの樹脂製外郭は焼損していたが、内部部品に焼損等の異常は認められず、出力電圧は適正であることが確認できた。 ●当該製品本体に出火の痕跡はなく、樹脂製外郭の焼損が認められた充電器の出力電圧が適正であったことから、製品に起因しない事故と推定される。	
19	A201901029 令和1年12月7日(東京都) 令和2年1月17日	スプレー缶(洗浄剤)	(火災) 当該製品を使用して、エアコンを清掃中、エアコンを焼損する火災が発生した。	○使用者が当該製品を運転停止中のエアコンに数十秒間噴射したところ、エアコンから出火した。 ○エアコンは樹脂製外郭の一部、ファンモーター周辺の樹脂製部品等が焼損していたものの、電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の噴射剤には可燃性ガス(LPガス)が使用されていた。 ○当該製品の外観に破損等は認められなかった。 ○同等品を用いて、金属製バット内に約30秒間ガスを噴射して着火したところ、炎が消火するまでに約40秒を要した。 ●使用者が当該製品をエアコンに噴射したため、当該製品に含まれる可燃性ガスがエアコン内部に滞留し、静電気等の火花が可燃性ガスに引火して、エアコンを焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	A201900959と同一の事故
20	A201901030 令和1年12月24日(東京都) 令和2年1月17日	電動歯ブラシ	(火災) 当該製品を充電中、当該製品の充電器の電源プラグ部及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の本体は焼損していなかった。 ○充電器の基板は、栓刃と基板を接続する金具がはんだ付けされている箇所欠損していたが、欠損部の端部に焼損や溶融は認められず、基板の欠損箇所以外にも出火の痕跡は認められなかった。 ○栓刃と基板を接続する金具は、欠損部から外れて基板から脱落していたが、溶融等の出火の痕跡は認められなかった。 ○充電器の栓刃は、両極とも溶融等の出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	A202000196と同一事故

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
21	A201901040 令和2年1月4日(長崎県) 令和2年1月21日	照明器具	(火災) 店舗で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生の約1時間前に、室内にろうそくが溶けるようなにおいが立ちこめ、事故発生時、ブレーカーが切れたため復帰させたところ、約15秒後に再度ブレーカーが切れて天井裏に炎が上がっていた。 ○当該製品は天井に穴を開けて設置し、天井裏に専用の別売り電圧変換用トランスを接続するダウンライトである。 ○当該製品及びトランスの外郭に塗装の焼損や熱変色が認められたが、電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○天井裏の屋内配線及び断熱材の防湿フィルムが部分的に焼損していた。 ○当該製品点灯時の外郭表面温度は天井裏の断熱材の防湿フィルムが熔融する温度であったが、発火に至る温度までは上昇しなかった。 ○施工説明書には、「断熱材を被せて使用しない。火災の原因になる。」旨、記載されている。 ●当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
22	A201901061 令和1年12月31日(東京都) 令和2年1月23日	電気掃除機(充電式、スティック型)	(火災) 当該製品を充電中、当該製品のバッテリーを焼損する火災が発生した。	○当該製品にACアダプターを接続して充電していたところ、当該製品に取り付けられていたバッテリーのみが焼損した。 ○モーター、ACアダプター等、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○バッテリーはリチウムイオン電池セルの接続板の形状及び制御基板の形状より、非純正バッテリーであることが確認された。 ○バッテリー内部の電池セル1個が焼損していた。 ○取扱説明書には、「出火のおそれがあるため、専用のバッテリー以外は使用しない。」旨、記載されている。 ●当該製品本体に出火の痕跡は認められないことから、取り付けられていた非純正バッテリーのみが焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
23	A201901088 令和2年1月17日(長崎県) 令和2年1月30日	電気こんろ	(火災) 当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、システムキッチンに内蔵された2口のラジエント式電気こんろで、切り忘れ防止機能によりスイッチを入れて強火モードで20分、保温、弱火及び中火モードで30分経過するとヒーターの通電が停止する構造であった。 ○使用者は強火モードでこんろに鍋をかけたまま外出し、30分経過して戻ってきたところ、近くに置かれていた樹脂製まな板及び樹脂製袋に入った食品が焼損し、切り忘れ防止機能によりスイッチがオフになっていた。 ○当該製品はトッププレート、操作部及び側面左側が焼損していた ○当該製品内部の焼損は僅かであり、サーモスタット等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は電磁ノイズ試験に適合しており、ノイズによる誤動作が発生しないように設計されている。 ●当該製品の電気部品に異常は認められなかったことから、使用者が調理中にその場を離れたため、近くに置かれていた可燃物が焼損したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「調理をする時はそばを離れない。トッププレートの上にものを置かない、可燃物を近づけない。火災の原因になる。」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
24	A201901125 令和1年12月24日(福岡県) 令和2年2月6日	延長コード	(火災) 当該製品に電気製品を接続して使用中、当該製品及び周辺を熔融する火災が発生した。	○当該製品に電気クリーナーのACアダプターを接続して約1時間後に火災が発生したとの申出内容であった。 ○当該製品は電源コード中央及びタップが焼損していた。 ○当該製品の電源コードはタップのカシメ部より約30mmの箇所で断線して熔融痕が認められた。 ○電気クリーナーの焼損は著しく、取り付けられていた円筒形リチウムイオン電池セルが焼損し、外装缶が開裂して噴出及び焼失していた。 ○電気クリーナーのACアダプターは確認できなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	A201901048と同一案件
25	A201901129 令和2年1月19日(長崎県) 令和2年2月7日	除湿機	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、電源プラグが他社製延長コードのタップに接続された状態で洗濯物を乾燥するために使用されていた。 ○事故現場の床板の焼けの状態を確認したところ、当該製品の電源プラグが接続されているタップ付近の床板の焼損が著しかった。 ○当該製品の焼損は著しく、樹脂製部品の大部分が焼失していた。 ○当該製品電源プラグの栓刃の一方が湾曲し、もう一方が熔融し、接続されていたタップ刃受金具の一部が溶着しており、栓刃と刃受金具間での接触不良の痕跡が認められた。 ○オーバーロードリレー及び電磁弁コイルは確認できなかった。 ○表示基板、フラップファンモーター及びセンサー類が確認できなかったが、低圧部品であった。 ○圧縮機、電源基板等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品電源プラグの栓刃と接続されていた延長コード刃受金具間が使用に伴い接触不良となり、異常発熱して出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
26	A201901130 令和2年1月3日(茨城県) 令和2年2月7日	ドア	(重傷1名) 事務所で当該製品のドアハンドルを引いて入ろうとしたところ、ドアハンドルが外れ、転落、負傷した。	○使用者が当該製品の室外側ドアハンドルを左手で引いて事務所内に入ろうとしたところ、ドアハンドルが外れ、右肩から玄関ポーチ下に落下した。 ○風が強い日はドアが風であおられ、開いた先に設置してある自動販売機にドアハンドルが当たることがあったとの申出内容であった。 ○室外側ドアハンドルに固定されていた軸の先端部(M5のねじ加工)が2本とも破断し、ハンドルの下側が左側に傾き、ドア板は台座との境界部左上がへこんでいた。 ○自動販売機とドアハンドルが接触する箇所に痕跡が認められた。 ○破断していた下側の軸は左右両方に亀裂の起点が認められ、左側の破面に腐食が認められた。 ○破断した軸に異常な金属成分は検出されなかった。 ○同等品で再現実験(あおり衝撃試験15回及び耐久試験28万回)を実施した結果、ドアハンドルの傾きは再現されたが、框部のへこみ及び軸の破断は再現されなかった。 ●当該製品は、事故発生以前から風であおられていたことで、開いた先に設置されていた自動販売機にドアハンドルがぶつかった強い衝撃により、内部の軸に亀裂が生じ、その後の使用で亀裂が進展し、最終的に破断して事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
27	A201901157 令和2年2月7日(東京都) 令和2年2月17日	エアコン(室外機)	(火災) 駅の休憩室で当該製品を使用中、当該製品の内部部品を焼損する火災が発生した。	○当該製品の外観に焼損は認められなかったが、天板及び右側板に変形が認められた。 ○内部でたて置きされた制御基板は、電解コンデンサーの直下が焼損して、プラス端子の銅箔パターンが焼失し、基材に穴空きが認められたほか、周辺の部品にすすが付着していた。 ○天板の内側、電装品箱及び制御基板に液体の付着痕跡が認められた。 ○電解コンデンサー、圧縮機等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められず、電流ヒューズは切れていなかった。 ●事故発生前の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の金属製外郭が変形したことにより、製品内部に外気が侵入し、外郭天板内部に生じた結露水が基板に滴下してコンデンサー端子部の基板で銅箔パターン間の絶縁が低下して異常発熱し、トラッキング現象が生じて出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
28	A201901191 令和2年2月24日(熊本県) 令和2年3月3日	電気掃除機(充電式、スティック型)	(火災) 当該製品を充電中、 建物を全焼する火災が発生した。	○当該製品にACアダプターを接続して充電を行っていたところ、当該製品から出火した。 ○当該製品には非純正バッテリーが取り付けられており、バッテリー取付け部周辺が焼損していた。 ○バッテリー内部のリチウムイオン電池セル6個のうち、3個が破裂して内部電極が飛散及び焼損していた。 ○当該製品本体のモーター、内部配線等のその他の電気部品に異常は認められなかった。 ○取扱説明書には、「出火のおそれがあるため、専用のバッテリー以外は使用しない。」旨、記載されている。 ●当該製品本体に出火の痕跡は認められないことから、取り付けられていた非純正バッテリーからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
29	A201901214 令和2年2月23日(福岡県) 令和2年3月9日	電気こんろ	(火災) 当該製品の周辺を 焼損する火災が発生した。	○使用者は、約1年前から当該製品を使用していなかった。 ○当該製品は、システムキッチンに内蔵された2口(小ヒーター及び大ヒーター)のラジエント式電気こんろで、切り忘れ防止機能によりスイッチを入れてから約45分でヒーターの通電が停止する構造であった。 ○当該製品は本体外郭全体が焼損していたが内部の焼損は僅かであり、サーモスタット等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品下部に取り付けられていたコントロールボックスの焼損が著しく、スイッチつまみ等の樹脂部品が焼失していたが、内部のタイマー基板等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○小ヒーターのスイッチはオフの状態で、大ヒーターのスイッチは、オンの最大火力状態であったが、当該製品の天板上に可燃物が焼損した痕跡は認められなかった。 ○システムキッチンの収納庫内部の焼損が著しい状態であったが、収納庫内部に出火源は発見されなかった。 ●当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
30	A202000052 令和2年1月5日(愛知県) 令和2年4月17日	電気ストーブ	(火災) 当該製品を使用中、 当該製品及び周辺を 焼損する火災が発生した。	○当該製品を使用中、就寝し、気付くと出火していたため、毛布をかぶせて消火したとの申出内容であった。 ○当該製品は、前面片側及び背面の外郭樹脂が焼損しており、前面上部には、クッション製の敷物が付着していた。 ○電源スイッチは焼損しておらず、「強」の位置であった。 ○転倒時オフスイッチに異常はなく、温度ヒューズは切れた状態であった。 ○内部配線、ヒーター接続端子及び電源コードに出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
31	A202000060 令和2年3月28日(兵庫県) 令和2年4月20日	電気冷暖風機	(火災) 店舗で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、コンプレッサー方式による冷風機能とセラミックヒーターによる温風機能を有した製品で、事故発生時は温風を出していた。 ○当該製品は、正面パネルの大部分が残存していたが、背面及び両側面の外郭樹脂部は焼損して熔融し、本体背面は下部から上方に向かって焼損していた。 ○電源コードは焼損が著しく、本体背面下部の口出部付近では、片極側芯線が手より接続されており、異極側芯線は焼失していた。 ○電源基板、セラミックヒーター等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○手より接続の施工者は不明であった。 ●当該製品は、電源コードが途中で手より接続されており、手より接続部で接触不良が生じて異常発熱し、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
32	A202000064 令和2年4月19日(千葉県) 令和2年4月22日	バッテリー(リチウムポリマー、模型用)	(火災) 当該製品を他社製の充電器に接続して充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○使用者が、当該製品とは別のバッテリーの充電が完了後、当該製品を充電器に接続して充電を開始したところ、当該製品から出火した。 ○使用者は当該製品が膨張していることを認識していたほか、事故発生時、当該製品のバランスコネクターは充電器に接続されていなかった。 ○当該製品は充電ケーブル及びコネクターを除き、著しく焼損し、樹脂製外郭はほぼ焼失していた。 ○焼損した充電器のバランスコネクターポートに、当該製品とは別のバランスコネクターが接続されていた。 ○バッテリーのバランスコネクターをバランスコネクターポートに接続し、充電器に接続されるバッテリーの電圧が検出されなければ、充電を開始しない仕様であった。 ●使用者が当該製品の膨張を認識していたにもかかわらず、充電器に別のバッテリーのバランスコネクターを接続して充電したため、充電器が充電電圧を正常に検知できず、過充電されたことで異常発熱し、焼損したものと推定される。 なお、当該製品の取扱説明書には、「バッテリーの変形、液漏れ、変色、コードの被覆損傷、その他の異常に気付いたときは使用しない。」旨記載されていたほか、充電器の取扱説明書には、「リチウム系バッテリーの充電時には必ずバランスコネクターを充電器本体に接続する。接続しないで充電するとバッテリー、充電器が破損するだけでなく、火災などの事故になるので十分注意する。」旨、記載されている。	
33	A202000076 令和2年4月14日(愛知県) 令和2年4月27日	食器洗い乾燥機	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品の運転を開始して30分後、当該製品内部に炎が見えたため、消火器で消火した。 ○当該製品は、ヒーター上部の樹脂製かごの一部が焼損し、下部のヒーターカバー及びヒーターに熔融した樹脂が付着していた。 ○ヒーターに異常発熱の痕跡は認められず、電気的な異常も認められなかった。 ○ファンモーター、制御基板、配線等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
34	A202000086 令和2年4月18日(千葉県) 令和2年5月7日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品及び周辺 を焼損する火災が 発生した。	○使用中の当該製品付近から出火し、当該製品及びベランダの壁等を焼損した。 ○当該製品は、樹脂製のファンカバー、プロペラファン等が焼失していたほか、熱交換器のアルミフィンはほとんど溶融し、銅製配管が変形していた。 ○圧縮機、制御基板、リアクター等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○電流ヒューズは切れていなかった。 ○家族は、日頃から当該製品の左横に置かれた水槽の水で、たばこの火を消していたが、事故直前の喫煙については情報が得られなかった。 ○当該製品の底部に、たばこの吸い殻と思われる焼損物が数本入り込んでいた。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
35	A202000090 令和2年5月1日(大阪府) 令和2年5月11日	電気洗濯機	(火災) 当該製品を焼損する 火災が発生した。	○事故発生時、当該製品は使用中ではなかった。 ○当該製品本体は、前面右下の部分に著しい焼損が認められた。 ○電源基板、モーター用コンデンサー、電源コード等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○本体の前面右下の部分に出火要因となり得る電気部品等は存在していなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
36	A202000091 令和元年12月9日(神奈川県) 令和2年5月11日	瓶	(重傷1名) ワインが入っている 当該製品をコルク抜き で開栓しようとしたと ころ、当該製品が破 損し、手を負傷し た。	○事故発生時、缶切り栓抜きの口部に付随したコルク抜きは、当該製品の口天部に接触する位置まで深く差し込まれていた。 ○コルク抜きに当該製品の口天部と接触した際に付いたと見られる擦過痕が認められたが、成形工程等を由来として発生した残留熱ひずみは認められなかった。 ○当該製品の首部の口天部が欠損しており、強い衝撃を受けたことを示す破面模様があり、亀裂の伸展方向を示す破面模様が口天部から胴部方向に認められたことから、当該欠損部が破壊起点と判断された。 ○破断面は、口天部からの亀裂合流部を境界として、逆方向に亀裂が伸展した様子が認められた。 ●当該製品に製造工程上発生する異常が認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
37	A202000100 令和2年5月7日(大阪府) 令和2年5月15日	ノートパソコン	(火災) 当該製品を使用中、 当該製品及び周辺 を焼損する火災が 発生した。	○使用者が当該製品にACアダプターを接続して使用していたところ、バッテリー付近から出火した。 ○当該製品は、光学ドライブ、マザーボード等の内部部品に動作異常は認められず、バッテリーの充電制御にも異常は認められなかった。 ○当該製品の焼損は非純正バッテリーに集中しており、バッテリー以外の箇所に焼損は認められなかった。 ○当該製品に取り付けられていたバッテリーは非純正品であり、バッテリーの6個のリチウムイオン電池セルのうち、4個は電極体が噴出していた。 ●当該製品本体に出火の痕跡は認められないことから、取り付けられていた非純正バッテリーからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	A202000188と同一 事故
38	A202000107 令和2年3月13日(東京都) 令和2年5月19日	電気湯沸器	(火災、重傷1名) 当該製品及び周辺 を焼損する火災が 発生し、1名が火傷 を負った。	○当該製品の近傍で喫煙した使用者が外出してから約20分後、当該製品付近から出火し、当該製品、天井及び内壁を焼損して、在宅していた使用者の家族が足に火傷を負った。 ○当該製品は、ふた、底部等の樹脂部品の大部分は焼失していた。 ○容器内側及びヒーターセットに異常発熱の痕跡は認められず、電源基板、表示基板、内部配線、プラグ受けセット、ポンプセット、電源コード等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
39	A202000111 令和2年5月15日(埼玉県) 令和2年5月21日	アンプ	(火災) 当該製品に複数の 電気製品を接続して 使用中、当該製品 の周辺を焼損する 火災が発生した。	○当該製品がCDプレーヤー及び他社製スピーカーに接続された状態で音楽を聴いていたところ、右スピーカーから出火した。 ○当該製品は、外郭及び内部に変色、焼損等の痕跡は認められなかった。 ○別のスピーカーを用いて、使用者と同一の接続構成、音量、音質及びバランス設定で音楽を再生したところ、異常は認められなかった。 ○他社製スピーカーの左右のスピーカーのウーファー用ボイスコイルが変形して焼損し、事故発生時に出火したとされる右スピーカーのウーファー用ボイスコイルはボビンが焼失していた。 ○当該製品と他社製スピーカーをつなぐケーブルに変色、焼損は認められず、正常に動作した。 ○他社製スピーカーの左スピーカーは、以前から僅かにしか音が出ない故障状態であった。 ●当該製品に異常は認められず、当該製品に接続されていたスピーカーはボイスコイルが突出し、正常に音が出ない故障状態で使用されたため、当該製品からの入力に対してボイスコイルが適切に振動することができずに異常発熱して絶縁破壊し、レイヤショートにより過電流が流れて出火に至ったものと推定され、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
40	A202000117 令和2年5月12日(静岡県) 令和2年5月21日	イヤホン(コードレス式、マイク付、リチウムイオンバッテリー内蔵)	(火災) 当該製品を充電中、当該製品を溶損し、周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、リチウムポリマー電池セルを内蔵するイヤホン及びリチウムイオン電池セルを内蔵する充電ケースで構成される製品であり、事故発生日、充電ケースがキッチンカウンターに置かれて充電されていた。 ○当該製品のイヤホン本体に焼損は認められなかった。 ○当該製品の充電ケースはUSBコネクタ接続部が焼損しており、端子間の抵抗値が低下していたが、内部配線、リチウムイオン電池セル等、その他の電気部品に焼損は認められなかった。 ○USBコネクタ接続部の接続ピンに変形及び痩せは認められなかった。 ○USBコネクタ接続部付近の基板上から、マグネシウム及び塩素が検出された。 ●当該製品は、USBコネクタ接続部に導電性の液体などの異物が浸入、付着していたため、充電ケースに充電ケーブルを接続して充電した際に、電源出力ピンと接地ピンとの間で短絡が生じて異常発熱し、焼損に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「内部に水や異物を入れない。火災や感電の原因になる。」旨、記載されている。	
41	A202000118 令和2年3月24日(千葉県) 令和2年5月25日	テレビゲーム機	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は事故発生日、省電力状態であった。 ○当該製品は、背面の電源コード接続部を中心に焼損しており、接続されていた他社製電源コードのコネクタ一部が焼損し、カシメ部及び電源コードの芯線の断線部に熔融痕が認められたが、カシメ部は残存していた。 ○背面部に設置されていた電源ユニットの基板の一部が焼損していたが、基材の欠損、穴空き等の出火の痕跡は認められず、メイン基板、ハードディスク等、その他の電気部品にも出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品本体に出火の痕跡が認められず、当該製品に接続されていた他社製電源コードのコネクタ接続金具と芯線のカシメ部に熔融痕が認められたことから、当該部位で接触不良が生じて異常発熱し、焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
42	A202000149 令和2年5月26日(東京都) 令和2年6月5日	電気ストーブ	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、事故発生の1か月前に使用した後、電源スイッチがオンの位置で電源プラグがコンセントに接続されたまま放置されていた。 ○当該製品は、使用開始から3時間たつと、自動的にヒーターへの通電を停止するタイマー機能を有していた。 ○当該製品は、上部を中心に焼損していたものの、原形をとどめていた。 ○内部の電気部品に焼損及び出火の痕跡は認められず、転倒時オフスイッチ及び過熱防止用サーモスタットは正常に動作することを確認した。 ○当該製品の15～20cm離れたところに置かれていた段ボールが焼損していたほか、当該製品の上部には焼損した衣類が認められた。 ○電力会社の情報から、事故発生の約20分前に1分間の停電の記録があった。 ●当該製品は、電源プラグがコンセントに接続された状態で電源スイッチがオンの位置のまま放置されたため、タイマー動作によりヒーターに通電が停止したものの、停電後にタイマーがリセットされヒーターに再通電して近傍の可燃物を加熱し、出火に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書の注意には、「使用時以外は、電源プラグをコンセントから抜く。絶縁劣化による感電、火災などを防ぐ。」旨、記載されている。	
43	A202000155 令和2年4月3日(東京都) 令和2年6月9日	電気ストーブ(カーボンヒーター)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、上面に衣類を置いた電気洗濯機の前に置かれていた。 ○当該製品は電気洗濯機の上に置いていた衣類が付着して焼損していた。 ○事故発生前はオフにしていた当該製品の電源スイッチが、消火の際にはオンになっていたとの申出内容であった。 ○電源スイッチは、押しボタン式で当該製品の天面にあった。 ○当該製品の天面の電源スイッチに焼損は認められず、その他の電気部品にも出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、当該製品に可燃物が接触し、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
44	A202000177 令和1年12月14日(大阪府) 令和2年6月18日	エアゾール缶(消臭剤)	(火災、重傷1名) 当該製品をトイレ内で使用していたところ、爆発する火災が発生し、1名が火傷を負った。	○当該製品は、溶剤としてLPG(ブタン、プロパン)が使用され、エチルアルコールを含む消臭スプレーである。 ○使用者がトイレ内で約1時間の間に当該製品を約15回プッシュしたところ、爆発して足元付近から炎が立ち上がった。 ○トイレ内の床面が焦げ、当該製品を含む同等品の上部の樹脂部が焼損し、トイレの扉は破損し、住居の1階と2階の窓ガラスが割れた。 ○当該製品に漏れ等の異常は認められなかった。 ○トイレ内にセラミックヒーターがあり、事故発生日に初めて使用された。 ○トイレ内の電気製品は、セラミックヒーター、温水洗浄便座、照明及び携帯電話があり、セラミックヒーターのフィルターが焼損していたが、その他の異常は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められず、使用者が狭い室内で当該製品を約15回プッシュしたことにより高濃度の可燃性ガスが床面付近に滞留し、何らかの着火源により引火して爆発したと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
45	A202000209 令和2年6月12日(千葉県) 令和2年6月29日	バッテリー(リチウムイオン、草刈機用)	(火災) 当該製品を充電器で充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品を中心に焼損しており、充電器側の焼損は少なかった。 ○内蔵のリチウムイオン電池セル5個のうち4個が破裂して電極体が飛び出しており、外部に飛散していた。 ○基板の焼損は著しく、電気部品が脱落し、銅箔パターンの一部が焼失していた。 ○事故発生時に使用していた充電器は、平滑用コンデンサーに容量の低下が認められ、充電制御用トランジスターが短絡故障して端子付近に焼損が認められた。 ○充電器は、基板部品の不具合により、充電中のバッテリーが発火するため、無償交換を行うリコールを実施している。 ●当該製品は、接続していた充電器に不具合があったため、過電圧が入力されて制御用トランジスターが短絡故障し、過充電保護機能が働かず充電が継続し、過充電状態になった内蔵のリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	A202000208と同一事故
46	A202000210 令和2年6月9日(茨城県) 令和2年6月29日	エアコン	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品の電源プラグはコンセントに接続されていたが運転していなかった。 ○樹脂製カバーが焼損していたが、内部の電気集塵ユニット及び電気集塵用電源基板に焼損は認められなかった。 ○制御基板に銅箔パターンの溶融痕及び穴空きは認められなかった。 ○電源コードの被覆の一部及び電源プラグの樹脂製外郭が焼損していたが、芯線に断線及び溶融痕は認められず、栓刃に異常は認められなかった。 ○電流ヒューズは切れておらず、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
47	A202000226 令和2年6月6日(大阪府) 令和2年7月6日	発電機(携帯型)	(火災) 車両内で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生場所はマンホールの点検車両内で、当該車両は、下水管検査用のカラーテレビ装置と当該製品が搭載された架装車であった。 ○作業員がカラーテレビ装置の操作をしていたところ、焦げ臭いにおいがして電源が切れそうになり、当該車両の格納庫から白煙と炎が発生した。 ○当該製品は外観上、天面が一部焼損し、車両のウレタン製防音材の焼損物が付着していたが、その他の箇所に焼損は認められなかった。 ○制御ユニット、内部配線、端子台等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○エンジンは、プロアファン等の複数の樹脂部品に溶融が認められたが、焼き付きは認められず、出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は改造されて外側にダクトが取り付けられており、荷室にある送風機で排気するようになっていた。 ○取扱説明書には、「安全性が損なわれるため、改造しない。」、「出火に至るおそれがあるため、車載用として使用しない。車に載せて走行中に使用しない。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の内部部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
48	A202000236 令和2年6月15日(和歌山県) 令和2年7月8日	ACアダプター(スマートフォン用)	(火災) 当該製品に他の電気機器を接続したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品はコンセントに接続されていたが、マイクロUSBコネクタに電気製品は接続されていなかった。 ○当該製品は、マイクロUSBコネクタの樹脂に溶融及び焼損が認められ、端子ピン及びコネクタシェル内面にも焼損が認められた。 ○当該製品本体及びDCケーブルに異常は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、マイクロUSBコネクタ内の端子ピンに導電性異物が侵入し、スパークが生じてコネクタ樹脂が焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
49	A202000255 令和2年7月1日(兵庫県) 令和2年7月15日	電子レンジ	(火災) 店舗で当該製品から発煙する火災が発生した。	○当該製品は、ダイヤル式のタイマーつまみを時計方向に回して加熱時間を設定し、ドアを閉じるとすぐに加熱が開始される構造である。 ○店舗のカウンター横に設置された当該製品で、客が弁当を加熱し、弁当を取り出してから6分後に庫内でスパークが発生した。 ○当該製品は、庫内の回転ローラーの一部が焼損し、ガラス製ターンテーブルの一部にひび割れ及び溶融が認められた。 ○回転ローラーの焼損部に炭化した異物が付着していた。 ○当該製品で空だき試験を行ったところ、回転ローラーに付着していた異物付近からスパークの発生が認められた。 ○マグネトロン、ファンモーター等の電気部品に焼損は認められなかった。 ○店舗では、当該製品の調子が悪いという認識はあったが、不具合の内容は把握しておらず、庫内等の清掃をした記憶はないとの申出内容であった。 ●当該製品は、店舗の従業員が庫内の清掃を怠っていたため、回転ローラーとターンテーブルの間に異物が挟まった状態で使用されており、空だき運転となった際、異物にマイクロ波が集中し、異物が炭化して出火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「出火に至るおそれがあるため、庫内やドアに食品かす等を付けたまま放置したり、加熱したりしない。空だき運転しない。」旨、記載されている。	
50	A202000257 令和2年6月29日(兵庫県) 令和2年7月15日	オーブントースター	(火災) 当該製品を使用中、異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を汚損する火災が発生していた。	○手作りしたポテトチップスを当該製品で加熱していたところ、加熱開始から約1分で炎が上がったとの申出内容であった。 ○当該製品の外郭に焼損は認められなかった。 ○庫内のポテトチップスは炭化しており、使用されていた受皿には変色が認められた。 ○くず受皿に焦げ等の汚れの付着は認められなかった。 ○ヒーター、操作基板、制御基板等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○診断機能によるマイコンの動作確認を行ったところ、異常は認められなかった。 ○市販のポテトチップ스에油を塗布して加熱する検証実験の結果、出火には至らなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
51	A202000271 令和2年7月8日(東京都) 令和2年7月20日	オーブントースター	(火災) 当該製品を使用中、 周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品庫内の焼き網にパンを乗せ、トーストモードで加熱中にその場を離れたところ庫内から出火した。 ○当該製品の外郭に焼損は認められず、庫内の天面及び上ヒーターにすすが付着し、底面及び下ヒーターには油污れ及び炭化物が付着していた。 ○当該製品のヒーターは破損しておらず、抵抗値は正常であり、電源コード、内部配線及びその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品をトーストモードで動作させたところ、正常に動作した。 ●当該製品の電気部品に異常は認められず、庫内の底面及びヒーターに油污れ及び食品かすとみられる炭化物が付着していたことから、庫内の食品かす等がヒーターで過熱されて出火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「使用中は本体から離れない。調理くずや油分が残ったまま調理すると発煙、発火の原因となるため、使用後は必ず手入れする。」旨、記載されている。	
52	A202000291 令和2年7月8日(埼玉県) 令和2年7月28日	ノートパソコン	(火災) 当該製品に当該製品の付属品ではないACアダプターを接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、DCジャック周辺の樹脂部品に焼損が認められた。 ○DCジャック内部にDCプラグの樹脂が焼損したものとみられる異物が認められ、その異物を観察したところ赤色の粒子及び液滴が認められ、元素分析の結果リンを検出した。 ○その他の電気部品に出火の痕跡は認められず、バッテリーを充電したところ、当該製品は正常に起動した。 ○当該製品に接続されていたACアダプターは製造上の不具合によりDCプラグの絶縁性能が低下し発火するおそれがあるとしてリコールされている機種であった。 ○ACアダプターのDCプラグ内部に金属粒が認められ、絶縁樹脂にはリンが認められた。 ●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、接続されていた付属品ではないACアダプターのDCプラグからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	A202000292と同一事故
53	A202000303 令和2年7月10日(奈良県) 令和2年7月30日	ルーター(パソコン周辺機器、充電式)	(重傷1名) 当該製品の蓋が外れ、破片が飛散し、目を負傷した。	○当該製品の充電中、使用者が近付いた際、どこからか破片が飛んで目に入ったため、視界が白い霞がかかったような状態になったとの申出内容であった。 ○当該製品は、本体とバッテリーの接続部付近の樹脂が焼損しており、本体の背面カバーは、焼損していない中央部から焼損部側にかけて湾曲していた。 ○バッテリーの接続端子部に溶融痕等の異常は認められなかった。 ○バッテリーに内蔵されたリチウムポリマー電池セルに膨張や内容物の噴出等の異常は認められなかった。 ○バッテリーの保護回路基板に出火に至る異常は認められなかった。 ○本体に別のバッテリーを装着して動作確認をした結果、正常に動作した。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品のバッテリーに膨張や内容物の噴出等の異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
54	A202000322 令和2年7月18日(愛知県) 令和2年8月4日	電子レンジ	(火災) 社員寮で、異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品の外観は、樹脂製タイマーツマミ及び食品庫扉の外側下部に焼損が認められた。 ○高圧トランス、電源基板、電源コード等、内部にある電気部品はいずれも焼損しておらず、出火の痕跡は認められなかった。 ○タイマースイッチの接点に溶着は認められず、導通は切れていた。 ○庫内に著しい汚れは認められず、庫内の樹脂部品は焼損していなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明なことから事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
55	A202000328 令和2年7月23日(大阪府) 令和2年8月5日	電子レンジ	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は、焦げ臭いにおいがしたため台所に行ったところ、使用中ではなかった当該製品が焼損していたため、ペットボトルの水を掛けて消火した。 ○当該製品は4段スチールラックの上から2段目に置かれており、1段目に置かれていたトースターや3段目に置かれていた雑品も焼損していた。 ○当該製品は、前面の焼損が著しく、ドア枠の樹脂は下側が焼失しており、本体底部のゴム製の足も焼失していた。 ○庫内は食品かすが付着しており、導波管カバーの庫内側に焼損が認められた。 ○フィルター基板、高圧トランス、タイマースイッチ等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○トースターの詳細は不明であった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
56	A202000350 令和2年8月3日(京都府) 令和2年8月13日	照明器具	(火災) 店舗で当該製品を使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。	○当該製品のスイッチを入れたところ、約5分後に当該製品から発煙したため、スイッチを切った。 ○スイッチを切った後、当該製品から液体が垂れてきたため、使用者がティッシュペーパーで拭き取った。 ○当該製品は電源ボックスの外郭樹脂の一部に変色が認められたが、その他の箇所に異常は認められなかった。 ○電源ボックス内部にあるプリント基板の電源(高圧)側に焼損が認められ、焼損部には炭化も認められた。 ○プリント基板に実装されていたアルミ電解コンデンサーは、防爆弁が開いておらず、その他の実装部品についても出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品内部から垂れた液体を拭き取ったティッシュペーパーについて、成分分析を行ったところ、当該製品由来ではない成分が検出された。 ●事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品内部に液体が浸入してプリント基板に付着したため、トラッキング現象が生じて出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
57	A202000353 令和2年7月22日(千葉県) 令和2年8月13日	エアコン	(火災) 当該製品及び周辺 を焼損する火災が 発生した。	○事故発生時、当該製品は使用されていなかったが、事故発生の3日前から運転中に風が急に強くなるがあったとの申出内容であった。 ○当該製品は著しく焼損し、樹脂製外郭は焼失していた。 ○ファンモーターは樹脂製外郭が焼損し、電源用リード線がコネクターから脱落し、コネクター接続部(DC140V)は欠損先端に溶融痕が認められたが、制御用リード線は残存していた。 ○脱落したファンモーターの電源用リード線の一方の極は溶断して端子が欠損し、他方の極の端子には溶融痕が認められた。 ○ファンモーターのコネクター接続部付近からカリウム及びナトリウムが検出された。 ○電源ターミナル、電源コード等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○事故発生の1年2か月前にエアコン洗浄業者が、高圧洗浄機を用いて当該製品の洗浄を行っていた。 ●当該製品は、エアコン洗浄業者による不適切な作業により洗浄液がファンモーターコネクター一部に付着し、端子間でトラッキング現象が生じて出火に至ったものと推定される。 なお、日本冷凍空調工業会では、ホームページ上において、「誤った洗浄剤の選定、使用方法で内部洗浄を行うと、エアコン内部に残った洗浄剤で、樹脂部品の破損、電気部品の絶縁不良などが発生し、最悪の場合は、発煙、発火につながるおそれがある。」旨、注意喚起を行っている。	
58	A202000357 令和2年7月28日(神奈川県) 令和2年8月14日	テレビ受信機用 ブースター	(火災) 当該製品及び周辺 を焼損する火災が 発生した。	○使用者の外出中に出火し、当該製品付近の家具が著しく焼損していた。 ○当該製品本体の樹脂製外郭及び電源コードに焼損が認められた。 ○焼損した樹脂製外郭近くに電解コンデンサーが設置されており、コンデンサー外郭に一部焼損が認められたが、内容物の噴出等の異常は認められなかった。 ○本体内部の基板上のその他の電気部品、及び電源コードに出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
59	A202000358 令和2年8月2日(埼玉県) 令和2年8月14日	電気掃除機(充電式、スティック型)	(火災) 当該製品を使用中、 当該製品を焼損する 火災が発生した。	○当該製品本体の外観に溶融、焼損等の異常は認められなかったが、バッテリーの端子部及びリチウムイオン電池セル収納部周辺の樹脂製外郭に溶融、穴空き等が生じていた。 ○バッテリー内蔵の電池セルに膨脹、破裂等の著しい異常は認められなかったが、バッテリー内部の電源接続端子と制御基板との接続部分に溶融痕が認められ、制御基板に焼損が認められた。 ○当該製品のモーター、制御基板及びバッテリーとの接続端子に出火の痕跡は認められず、純正品のバッテリーを取り付けたところ、正常に動作した。 ○当該製品に取り付けられていたバッテリーは、インターネット通販で購入した非純正品であった。 ○取扱説明書には、「交換できるバッテリーは自社製の交換用バッテリーのみである。それ以外のバッテリーを使うと、火災あるいは爆発の危険がある。」旨、記載されている。 ●当該製品本体に出火の痕跡は認められないことから、当該製品に取り付けられていた非純正バッテリー内部の電源接続端子部の周辺で異常発熱し、焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
60	A202000423 令和2年7月25日(兵庫県) 令和2年9月10日	携帯電話機(スマートフォン)	(火災) 店舗で当該製品の バッテリーを交換 中、当該製品を焼損 する火災が発生し た。	○当該製品のバッテリーを交換するため、修理担当者が当該製品にへらを挿入したところ出火した。 ○当該製品本体ケースの外側に焼損及び破損は認められなかったが、内側のバッテリー組込位置に焼損が認められた。 ○バッテリーのリチウムイオン電池セルは焼損し、背面側の上部右端部を中心とした亀裂が認められた。 ○負極板は残存していたが、亀裂の発生箇所は焼失しており、当該箇所を中心とした放射状の熱変色が認められた。 ○メイン基板等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○修理店は、事業者の認定を受けておらず、修理手順書等の技術資料を事業者から提供されていなかった。 ○修理担当者は、修理店が定めた修理手順ではなく、独自の手順で修理していた。 ○取扱説明書には、「バッテリー交換は事業者の認定を受けた修理店に依頼する。」旨、記載されている。 ●当該製品は、修理事業者がバッテリーを交換する際に、リチウムイオン電池セルを誤って損傷させてしまったため、内部短絡が生じて異常発熱し、出火に至ったものと推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
61	A202000431 令和2年8月29日(神奈川県) 令和2年9月14日	踏み台(樹脂製)	(重傷1名) 当該製品を使用中、 転倒し、左手首を負 傷した。	○当該製品は、天板高さが22cmのポリプロピレン製の折り畳み式踏み台であった。 ○当該製品は、側面板及び前面板が破損していた。 ○樹脂製踏み台の場合、段差解消や腰掛けとして使用し、天板に衝撃が加わると側面板と前面板が破損することがあるが、当該製品は、事故発生時に台所で通常の踏み台として使用しており、天板に衝撃が加わる使い方はしていなかったとの申出内容であった。 ○破損した側面板の外側面に白化が認められ、内側に折れ曲がり破損していることから、横向きに倒れた当該製品に上方から衝撃が加わった可能性が認められた。 ○側面板及び前面板に成形不良はなく、破面に異物混入等の欠陥も認められなかった。 ○当該製品は、耐荷重100kgと表示されている製品であったが、同等品で静荷重試験を実施した結果、400kgfに耐える強度を有していた。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に破損に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
62	A202000473 令和2年9月9日(群馬県) 令和2年10月1日	踏み台(アルミニウム合金製)	(重傷1名) 工場で当該製品を 使用中、転倒し、右 足を負傷した。	○使用者が当該製品を使用していた際、当該製品の下から2段目の踏ざんに足を掛けたときに突然当該製品の支柱が折れ、床に身体の右側を強打した。 ○昇降面右側の支柱が、最下段の踏ざん取付部の直下で破断していた。 ○破断した支柱の側面内側の破断部にくぼみが生じており、支柱端部は通常使用における荷重方向とは異なる内側方向へ破断していることが認められた。 ○支柱材の寸法及び肉厚に異常は認められなかった。 ○同等品を用いてSG基準(CPSA 0015「住宅用金属製脚立」)で規定されている踏ざんの鉛直方向の強度試験及び支柱端部の内曲げ強度試験を行った結果、基準を満たしていた。 ○同等品を用いて、踏ざんが鉛直方向になるように倒した状態で設置し、踏み台の上側の支柱端部に地上約1.4mの高さから、約50kgのおもりを落下して破損状態を確認したところ、支柱端部周辺に当該製品と類似した状態が認められた。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の支柱の寸法及び強度に異常は認められず、支柱端部が通常使用における荷重方向とは異なる内側方向に破断していたことから、使用者が当該製品で作業中にバランスを崩して転倒したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
63	A202000508 令和2年9月17日(不明) 令和2年10月15日	靴(スニーカー)	(重傷1名) 当該製品を履いて 坂道を歩行中、転倒 し、手首を負傷し た。	○雨の日に当該製品を履いて坂道を歩行中、グレーチング上で滑って転倒したとの使用者からの申出内容であった。 ○当該製品のゴム製の靴底に汚れ及び摩耗が認められたが、靴底の意匠に著しい摩耗、変形及び破損は認められなかった。 ○JIS T 8106「安全靴・作業靴の耐滑試験方法」を準用して、当該製品、同等品及び他社類似品の靴底の乾燥状態及び湿潤状態(蒸留水)におけるステンレス板上での動摩擦係数を測定したところ、大きな差異は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品、同等品及び他社類似品の滑りやすさは同等程度であり、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
64	A202000697 令和2年11月25日(神奈川県) 令和2年12月21日	車いす	(死亡1名) 施設で当該製品に 乗車中、当該製品に 装着されたベルトが 両脇の下から胸部 に掛かり、胸部が圧 迫され、死亡した。	○当該製品のシートから滑り落ち、腰を固定するベルトで両脇下から胸部を締め付けられた状態で死亡している使用者を施設職員が発見し、救助のためベルトのバックルのボタンを押して外そうとしたが、固くて押せなかったため、ベルトを切断して救助した。 ○当該製品に変形等の異常は認められず、ベルトの取付状態に異常は認められなかった。 ○当該製品の座面に他社製の滑り止め機能が付いた敷物が正常に敷かれていたが、敷物は当該製品の座面から滑り落ちてはいなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、何らかの原因で使用者の身体が前方にずり落ちてしまったため、腰を固定するベルトが両脇の下から胸部に掛かり圧迫される状態となって事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	